

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部改正について

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市消防事務に関する手数料条例（平成12年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（災害時における危険物の仮貯蔵及び仮取扱いの承認に係る手数料の特例）

第4条 市長は、災害により著しい被害が生じた場合において、必要と認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、別表第1の1の項の規定による手数料の徴収を猶予することができる。

2 前項の場合において、市長が特に必要と認めるときは、当該猶予がされた手数料を免除することができる。

別表第3を次のように改める。

別表第3

手数料を徴収する事項	手数料の額 (1件につき)
1 火薬類取締法第5条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可	
(1) 競技用紙雷管のみの販売営業の許可	25,000円
(2) その他の販売営業の許可	110,000円
2 火薬類取締法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の	

設置、移転又はその構造若しくは設備の変更の許可	
(1) 火薬類取締法第 12 条第 1 項の規定に基づく火薬庫の設置又は移転の許可	73,000 円
(2) 火薬類取締法第 12 条第 1 項の規定に基づく火薬庫の構造又は設備の変更の許可	8,300 円
3 火薬類取締法第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく火薬庫の完成検査	
(1) 設置又は移転の工事に係る完成検査	41,000 円
(2) 構造又は設備の変更の工事に係る完成検査	23,000 円
4 火薬類取締法第 17 条第 1 項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可	1,200 円
5 火薬類取締法第 17 条第 1 項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可	
(1) 火工品のみの譲受けの許可	2,400 円
(2) 前号以外の譲受けの許可	
ア 火薬類（火工品を除く。）の数量が 25 キログラム以下のもの	3,500 円
イ その他のもの	6,900 円
6 火薬類取締法第 24 条第 1 項の規定に基づく火薬類の輸入の許可	
(1) 申請に係る火薬及び爆薬の数量が 25 キログラム以下のもの	12,000 円
(2) その他のもの	25,000 円
7 火薬類取締法第 25 条第 1 項の規定に基づく煙火の消費の許可	7,900 円
8 火薬類取締法第 35 条第 1 項の規定に基づく火薬庫に係る保安検査	41,000 円

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条を第 6 条とし、第

4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に 1 条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 50 号）の施行による火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）の一部改正に伴い、新たに本市が行うこととなる消防事務に係る手数料を定める等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。